

白石町まちおこし振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 白石町まちおこし運営委員会は、町民の融和と町の活性化を図るため、町民が組織した地域づくり団体がまちおこしを目的として行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、白石町補助金等交付規則(平成17年規則第45号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の対象経費はまちおこし事業に要する経費(事業従事者の食料費は除く)とし、その補助率は2分の1以内、但し、200,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

(変更承認申請)

第4条 補助金の変更承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内とする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、概算払いで交付することができる。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。